

2007年11月30日

郵便局株式会社

郵便事業株式会社

寄附金を内容とする郵便物の料金免除のお知らせ

国際救援、災害対策事業等の社会福祉を目的とする事業の活動を支援するため、日本赤十字社にあてた寄附金を内容とする郵便物を差し出される場合は、次により郵便料金（特殊取扱の料金を含みます。）を免除いたします。

1 取扱条件

(1) 内容品及び取扱い

現金書留とする郵便物としたものであり、書留以外の特殊取扱としないもの

(2) 表示

表面の見やすい所（郵便物の左上部）に「寄附金用郵便」と記載したもの

2 取扱場所

郵便事業会社のすべての支店及び郵便局（簡易郵便局を含みます。）

寄附金を内容とする郵便物につきましては、当該郵便物の取扱期間中は、ゆうゆう窓口においても引受けを行います。

なお、支店によりゆうゆう窓口の取扱時間が異なっておりますので、最寄りの支店にご確認ください。

3 取扱期間

平成19年12月1日（土）から平成19年12月25日（火）まで

4 送付先

日本赤十字社 〒105-8521
東京都港区芝大門一丁目1番3号

【お客さまのお問い合わせ先】

郵便事業株式会社

オペレーション本部 オペレーション企画部

電話：（直通）03-3504-4402

郵便局株式会社

業務部（業務指導担当）

電話：（直通）03-3504-4248